

インターネットプロトコル衛星移動電話端末等の接続の技術的条件

(令和元年 11 月 18 日 RD 戦第 449 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条件は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 52 条第 1 項、第 70 条第 1 項及び端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）第 35 条（同規則第 36 条で準用する場合を含む。）の規定に基づき、インターネットプロトコル衛星移動電話端末等の接続の技術的条件を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条件で使用する用語の解釈については、端末設備等規則の定義によるほか、次の定義に従う。

(1) インターネットプロトコル衛星移動電話用設備

インターネットプロトコルにより通信衛星を利用して、主として音声を送送交換する電気通信役務の用に供する電気通信回線設備であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続において電波を使用するもの

(2) インターネットプロトコル衛星移動電話端末等

株式会社NTTドコモのインターネットプロトコル衛星移動電話用設備に接続する端末設備又は自営電気通信設備

(端末設備等規則の準用)

第 3 条 インターネットプロトコル衛星移動電話端末等については、端末設備等規則第 32 条の 10、第 32 条の 11、第 32 条の 15 及び第 32 条の 18 から第 32 条の 24 までの規定を準用する。

(特殊な衛星移動電話端末等)

第 4 条 インターネットプロトコル衛星移動電話端末等で、移動電話端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、端末設備等規則第 32 条の 24 第 1 項の規定を適用しない。

第2章 シングルキャリア周波数分割多元接続方式を用いるインターネットプロトコル衛星移動電話端末等

(送信タイミング)

第5条 インターネットプロトコル衛星移動電話端末等は、次の条件に適合する送信タイミングで送信する機能を備えなければならない。

- (1) インターネットプロトコル衛星移動電話用設備から受信したフレームに同期させ、かつ、インターネットプロトコル衛星移動電話用設備から指示されたサブフレームにおいて送信を開始するものとする。
- (2) この場合において、当該送信の開始の時ににおける送信タイミングの偏差は、(±)130ナノ秒の範囲であること。

(ランダムアクセス制御)

第6条 インターネットプロトコル衛星移動電話端末等は、次の条件に適合するランダムアクセス制御(複数のインターネットプロトコル衛星移動電話端末等からの送信が衝突した場合、再び送信が衝突することを避けるために各インターネットプロトコル衛星移動電話端末等がそれぞれ不規則な遅延時間の後に再び送信することをいう。以下同じ。)を行なう機能を備えなければならない。

- (1) インターネットプロトコル衛星移動電話用設備から指示された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、1063サブフレーム以内のインターネットプロトコル衛星移動電話用設備から指示された時間内に送信許可信号をインターネットプロトコル衛星移動電話用設備から受信した場合は、送信許可信号を受信した時点から、インターネットプロトコル衛星移動電話用設備から指示された526サブフレーム以降で最初に送信可能なサブフレーム又はその次に送信可能なサブフレームに情報の送信を行うこと。
- (2) インターネットプロトコル衛星移動電話用設備から指示された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、送信禁止信号を受信した場合又は1063サブフレーム以内に送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び前号の動作を行うこととする。この場合において、再び同号の動作を行う回数は、インターネットプロトコル衛星移動電話用設備から指示される回数を超えないこと。

(タイムアラインメント制御)

第7条 インターネットプロトコル衛星移動電話端末等は、インターネットプロトコル衛星移動電話用設備からの指示に従い送信タイミングを調整する機能を備えなければならない。